

清末・小月自主防災会 規約

（名称）

第1条 この会は、清末・小月自主防災会（以下「本会」という）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基ずく自主的な防災活動を行うことにより、風水害地震、火災などの災害（以下「風水害」という）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及
- （2）風水害などに対する予防
- （3）風水害などの発生時における情報収集・伝達・避難誘導、初期消火などの応急対策
- （4）前号に関する訓練
- （5）資機材などの取得・整備
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、入会希望自治会・法人等・団体・個人をもって構成する。退会も自由である。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く

- （1）会長兼事務局長 1名
- （2）副会長兼運営部長 2名
- （3）運営部長 8名以上
- （4）会計部長 1名
- （5）監査 1名

2. 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3. 役員の任期は、1期2年とする、ただし、再選を妨げない。

（役員の任務）

第7条 役員は、別に定める防災計画に基ずく職務を行う。

（顧問等）

第8条 本会は、事業の実施に当たり専門的なアドバイスを受けるため、顧問または専門員を設置することが出来る。

（総会及び役員会）

第9条 総会は、年1回開催する。

2. 役員は、会長が招集する。

3. 会長は、必要に応じ役員会に役員以外の者の出席を求めることが出来る。

（防災計画）

第10条 本会は、第4条に定める事業を実施するための防災計画を作成する。

（会費等）

第11条 本会の運営に要する経費は、趣旨賛同者等の寄付金・協賛金・その他雑収入をもって充ててを本旨とする。ただし、山口県及び下関市の補助金を充ててこともある。

（その他）

第12条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める

付則 この規約は、令和6年7月1日から実施する。

